

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

告示

- （共同参考）

 - 有害図書類の指定
 - 身体障害者福祉法に基づく医師の指定
 - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退
 - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更
 - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称及び所在地の変更
 - 県営土地改良事業計画の縦覧
 - 道路の区域変更（四件）
 - 道路の供用開始（二件）
 - 都市計画事業の認可

企 業 局

告 示

 - 仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程
 - 宮城県告示第百一十五号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定による。

宮城県知事 村井嘉浩

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のもの
を青少年に有害な図書類として指定する。

○仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

○宮城県告示第二百二十六号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十一年一月二十一日次の者を指定した。

二 指定理由
図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

平成二十二年一月十六日

兒玉 英謙	二宮 匡史	氏名
外 科	消化 器 科	診療科目
石巻市立病院	石巻市立病院	所属医療機関の名称

知事 村井嘉浩
所属医療機関の所在地
石巻市南浜町一丁目七・二十
石巻市南浜町一丁目七・二十

番号	類	図書類の名称	発行所
種	誌	実録裏ワザファイル	ミリオン出版(株)
51115・90	Sweet プチ	3月号	株笠倉出版社
51115・88	15487・03	ミニ・ショリー	株徳間書店
02054・03	ラブパッショń	VOL.4	株一水社
09657・03	恋愛白書パステル	3月号	(株)ぶんか社
08577・3	裏ツ！ベスト、10	3月号	(株)三才ブックス
64179・84	週刊実話ザ・タブー		(株)日本ジャーナル出版
20327・3 / 13	ブレイクマックス		(株)コアマガジン

木村 格	永沼 英一	佐藤 宏	安藤良右二門	高橋 渉	田所 慶一	田澤 雄作	宮城県知事 村井嘉浩	川嶋 和樹	水沼 史彦	田口 幸生	阿部 理奈
神経内科	整形外科	外科	胃内腸科科・	外科	消化器科	小兒科	所属医療機関の名称	内科	整形外科	内科	リハビリテーション科
独立行政法人国立病院機構宮城	科医療法人社団英仁会永沼整形外	医療法人社団北社会船岡今野病院	みやぎ県南中核病院	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八・一	柴田郡大河原町字西三十八・一	所属医療機関の所在地	大崎市民病院	大崎西整形外科	医療法人盟陽会富谷中央病院	財団法人宮城厚生協会坂総合病院
亘理郡山元町高瀬字合戦原百十四	十六	柴田郡柴田町船岡東二丁目九・三	柴田郡柴田町船岡中央二丁目五・	柴田郡大河原町大谷字盛十六	柴田郡大河原町字西三十八・一	柴田郡大河原町字西三十八・一	所属医療機関の所在地	大崎市古川千手寺町二丁目三・十	七大崎市古川新田字川原前一百九十	黒川郡富谷町上桜木二丁目一・六	塩竈市錦町十六・五

○宮城県告示第百二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があつた。

平成二十一年二月十六日

川上 一岳	氏名	診療科目	新
外科	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	新
みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町	柴田郡大河原町	新
字西三十八・一町	大崎市古川旭二丁	大崎市古川東町四	旧

○宮城県告示第百二十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称及び所在地に、次とのおり変更があつた。

平成二十一年二月十六日

宮下 英士	氏名	新
医療法人永仁会永	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
野病院	柴田郡大河原町	柴田郡大河原町
大崎市古川旭二丁	大崎市古川東町四	大崎市古川東町四

○宮城県告示第百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営針生前地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次とのおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴え提起することができる。

平成二十一年二月十六日

一 総覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書の写し	二 総覧期間 平成二十一年一月十六日から平成二十一年三月十五日まで	三 総覧場所 村田町役場												
○富城県告示第二百三十一号														
道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。														
その関係図面は、平成二十一年一月十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の総覧に供する。														
平成二十一年一月十六日														
一 道路の種類 一般国道														
二 路線名 百十三号														
三 道路の区域														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">変更の区間</th> </tr> <tr> <th colspan="3">前 後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">敷地の幅員 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>刈田郡七ヶ宿町字上野一〇番一地先から 同郡同町字根添三三番一地先まで</td> <td>前 一一・八 三五・三</td> <td>後 一一・〇 一五〇・〇</td> </tr> </tbody> </table>			変更の区間			前 後			敷地の幅員 (メートル)			刈田郡七ヶ宿町字上野一〇番一地先から 同郡同町字根添三三番一地先まで	前 一一・八 三五・三	後 一一・〇 一五〇・〇
変更の区間														
前 後														
敷地の幅員 (メートル)														
刈田郡七ヶ宿町字上野一〇番一地先から 同郡同町字根添三三番一地先まで	前 一一・八 三五・三	後 一一・〇 一五〇・〇												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">変更の区間</th> </tr> <tr> <th colspan="3">前 後</th> </tr> <tr> <th colspan="3">敷地の幅員 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿四二番一地先から 同郡同町浦宿浜字小屋ノロ一三一番六地先まで</td> <td>前 七・八 一九・八</td> <td>後 七・八 一九・八</td> </tr> </tbody> </table>			変更の区間			前 後			敷地の幅員 (メートル)			牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿四二番一地先から 同郡同町浦宿浜字小屋ノロ一三一番六地先まで	前 七・八 一九・八	後 七・八 一九・八
変更の区間														
前 後														
敷地の幅員 (メートル)														
牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿四二番一地先から 同郡同町浦宿浜字小屋ノロ一三一番六地先まで	前 七・八 一九・八	後 七・八 一九・八												
宮城県知事 村井嘉浩														

一 道路の種類 県道	二 路線名 石巻女川線	三 道路の区域												
○富城県告示第二百三十二号														
道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。														
その関係図面は、平成二十一年一月十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の総覧に供する。														
平成二十一年一月十六日														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">変更の区間</th> </tr> <tr> <th colspan="3">前 後A</th> </tr> <tr> <th colspan="3">敷地の幅員 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗原市瀬峰新田沢一二番一地先から 同市瀬峰新田沢二八番六地先まで</td> <td>前 八・二 三・一</td> <td>後 一七・四 九・六</td> </tr> </tbody> </table>			変更の区間			前 後A			敷地の幅員 (メートル)			栗原市瀬峰新田沢一二番一地先から 同市瀬峰新田沢二八番六地先まで	前 八・二 三・一	後 一七・四 九・六
変更の区間														
前 後A														
敷地の幅員 (メートル)														
栗原市瀬峰新田沢一二番一地先から 同市瀬峰新田沢二八番六地先まで	前 八・二 三・一	後 一七・四 九・六												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">変更の区間</th> </tr> <tr> <th colspan="3">前 後A</th> </tr> <tr> <th colspan="3">敷地の幅員 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗原市瀬峰新田沢一二番一地先から 同市瀬峰新田沢二八番六地先まで</td> <td>前 四二二・〇</td> <td>後 四二二・〇</td> </tr> </tbody> </table>			変更の区間			前 後A			敷地の幅員 (メートル)			栗原市瀬峰新田沢一二番一地先から 同市瀬峰新田沢二八番六地先まで	前 四二二・〇	後 四二二・〇
変更の区間														
前 後A														
敷地の幅員 (メートル)														
栗原市瀬峰新田沢一二番一地先から 同市瀬峰新田沢二八番六地先まで	前 四二二・〇	後 四二二・〇												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">変更の区間</th> </tr> <tr> <th colspan="3">前 後A</th> </tr> <tr> <th colspan="3">敷地の幅員 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗原市瀬峰新田沢一二番一地先から 同市瀬峰新田沢二八番六地先まで</td> <td>前 二六七・六</td> <td>後 二六七・六</td> </tr> </tbody> </table>			変更の区間			前 後A			敷地の幅員 (メートル)			栗原市瀬峰新田沢一二番一地先から 同市瀬峰新田沢二八番六地先まで	前 二六七・六	後 二六七・六
変更の区間														
前 後A														
敷地の幅員 (メートル)														
栗原市瀬峰新田沢一二番一地先から 同市瀬峰新田沢二八番六地先まで	前 二六七・六	後 二六七・六												
宮城県知事 村井嘉浩														

○富城県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年二月十六日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類	県道
二 路線名	大衡落合線
三 道路の区域	

変更の区間		前 後	変更の (メートル) 敷地の幅員 (メートル) 敷地の延長
黒川郡大衡村松の平三丁目一番三地先から ら 同郡同村奥田字五ヶ沢二番一地先まで			
一一・〇	一一・六三・〇	一一・六七六・〇	

○富城県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年二月十六日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十六日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 一般国道	路線名	供用開始の区間
百十三号	刈田郡七ヶ宿町字上野一〇番一地先から 同郡同町字根添三三番一地先まで	供用開始年月日 平成二十一年二月十六日

○富城県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年二月十六日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部

○富城県事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十六日

宮城県知事 村井嘉浩

種道路類の 県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
古川佐沼線	栗原市瀬峰新田沢一二八番六地先から 同市瀬峰新田沢一二八番六地先まで	平成二十一年二月十六日	平成二十一年二月十六日

○富城県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十一年二月十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称 名取市	二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業	三 事業施行期間 平成二十一年二月十六日から平成二十七年二月三十一日まで	四 事業地 1 収用の部分 宮城県名取市大手町三丁目及び小山二丁目地内 2 使用の部分 なし
-----------------	---	---	--

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第二号

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

その関係図面は、平成二十一年二月十六日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部

平成二十一年二月十六日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男
仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程（平成十一年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「及びイベント等」を「、イベント等」に改め、「広場」の下に「、事務室並びに飲食・物販及び利便等のために供する施設」を加え、同号に次のただし書きを加える。

ただし、事務室並びに飲食・物販及び利便等のために供する施設については、イベント等のために供する場合に限るものとする。

第十八条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 ホール等のうち事務室並びに飲食・物販及び利便等のために供する施設を使用させる場合は、これらを使用しようとする者が、これらをホール等（事務室並びに飲食・物販及び利便等のために供する施設を除く。）と併せて使用しようとする場合で、かつ、これらの使用がこれらの貸室等としての入居に支障がないと管理者が認める場合に限るものとする。

4 イベント等のために供する広場のうち管理者が別に定めるものを使用させる場合は、これを使用しようとする者が、これをホールと併せて使用しようとする場合に限るものとする。

第二十八条及び第三十一条中「ホール及びスタジオ」を「ホール及びスタジオ等」に改める。

第三十二条第一項中「ホール及びスタジオ」を「ホール及びスタジオ等」に改め、同条第三項中「ホール及びスタジオ」を「ホール及びスタジオ等」に改め、同項各号中「六か月」を「の六か月」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十二年二月十六日から施行する。